

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を48年9月は8万円、同年10月から49年5月までは10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月21日から49年6月1日まで

私は昭和46年8月からA事業所で勤務していたが同社の作業部門が分離独立し、B事業所となり、私は同事業所に配置替えとなった。その直後の期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が、A事業所及び同事業所の関連会社であるB事業所に継続して勤務(昭和48年9月にA事業所からB事業所に異動)していたことが確認できる。

一方、適用事業所名簿から、B事業所は昭和49年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったことが確認できるものの、A事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同時期にB事業所に異動したとする同僚は、A事業所における厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、申立人及び当該同僚を含む複数の同僚は、「B事業所に異動した後も、A事業所から給与は支給されていたと思う。B事業所は小さな会社だったので、経理事務担当者はいなかった。給与及び社会保険関係等の事務はA事業所の役員が一括して行っていた。」旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、継続してA事業所において厚生年金保険の被保険者として、給与から厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年8月の記録及びB事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の49年6月の記録などから判断すると、48年9月は8万円、同年10月から49年5月までは10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所及びB事業所は既に解散し、当時の役員は死亡等により聴取することはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 徳島国民年金 事案522

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から51年3月まで

私は、昭和45年の結婚後しばらくして、夫の国民年金保険料を集金に来ていたA市区町村現金取扱員のB氏の勧めで国民年金に加入し、その年の夏ころまでに、同氏を通じて、20歳以降の国民年金保険料をさかのぼって納付した。

申立期間の保険料も納付したはずであり、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月に払い出されたものと推認され、当該時点では、申立期間のうち、i) 昭和38年11月から48年12月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付できない期間であること、ii) 昭和49年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、過年度納付対象期間となるが、申立人が記憶する当時のA市区町村現金取扱員のB氏は、「過年度分の国民年金保険料を、現金収納することは無かった。」と供述している上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間に係る納付金額、納付回数についての記憶が曖昧であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案523

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成2年6月まで  
平成2年7月に日本国籍を取得し、A市区町村役場(現在は、B市区町村)で国籍の入籍手続をした際、一緒に国民年金の加入手続をした。  
その際、役場窓口で、申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。  
調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で平成6年10月27日以降に払い出されたものと推認され、当該時点では、申立期間に係る国民年金保険料は、時効により納付することができない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「平成2年7月、A市区町村役場の窓口において国民年金加入手続を行い、その際、申立期間に係る保険料をまとめて現金で納付した。」と主張しているが、当該時点では、申立期間のうち昭和63年7月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料は過年度納付対象期間となる。ところ、B市区町村は、「申立期間当時、A市区町村役場窓口では、過年度保険料の領収及び預かり等の対応は行っていなかった。」と回答するなど、申立人の主張には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人と一緒に国民年金の手続を行ったとする申立人の妻も当該期間は未納であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成2年6月まで  
平成2年7月に日本国籍を取得し、A市区町村役場(現在は、B市区町村)で国籍の入籍手続をした際、一緒に国民年金の加入手続をした。  
その際、役場窓口で、申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。  
調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で平成6年10月27日以降に払い出されたものと推認され、当該時点では、申立期間に係る国民年金保険料は、時効により納付することができない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「平成2年7月、A市区町村役場の窓口において国民年金加入手続を行い、その際、申立期間に係る保険料をまとめて現金で納付した。」と主張しているが、当該時点では、申立期間のうち昭和63年7月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料は過年度納付対象期間となる  
ところ、B市区町村は、「申立期間当時、A市区町村役場窓口では、過年度保険料の領収及び預かり等の対応は行っていなかった。」と回答するなど、申立人の主張には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人と一緒に国民年金の手続を行ったとする申立人の夫も当該期間は未納であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの期間及び49年9月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から47年3月まで  
② 昭和49年9月から51年3月まで

申立期間①については、昭和46年7月末にそれまで勤務していた会社を退職後、A市区町村の実家で過ごしていた。国民年金保険料は、農協に預けていた預金から両親が納付書により納付してくれていた。

申立期間②については、結婚してB市区町村に住んでいた。銀行か郵便局で夫の保険料と併せて納付した。未納とされていることに納得がいかないため、納付済み期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、B市区町村において昭和52年1月11日以降に払い出されたと推認でき、この時点では、当該期間は時効により納付できない期間であり、申立人の当該期間当時の住所地であるA市区町村は、「A市区町村において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。」と回答しており、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は当該期間に係る国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする両親も既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の両親が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は「B市区町村から送られてきた納付書で銀行か郵便局で納付したと思う。」と主張しているところ、当該期間に係る国民年金への加入手続及び納付金額を覚えておらず、年金手帳の交付を受けたかどうか分からないと供述しているとともに、B市区町村が発行した当時の納付書を見ると、当時、銀行等では国民年金保険料の納付が可能であったものの、郵便局では納付できなかったことが確認できる上、当該期間直後の昭和51年度及び52年度の国民年金保険料をB市区町村の現金取扱員を通じて納付したことが確認できるなど、申立人の記憶には曖昧<sup>あいまい</sup>な点が見受けられる。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出し時点では、当該期間のうち、昭和49年9月の国民年金保険料は時効により納付できず、同年10月から51年3月までの期間の保険料は過年度保険料となるところ、申立人は「過年度保険料を納付した記憶は無い。」と供述しており、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間に係る国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫の記録も未納となっているなど、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から13年1月1日まで

A事業所には平成8年4月から12年12月までの期間において勤務したが、勤務期間中の厚生年金保険の被保険者記録における標準報酬月額が、実際の報酬月額より著しく低い額で記録されており、納得がいかないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

A事業所から提出された申立人に係る平成8年から12年までの源泉徴収簿及び町民税・県民税特別徴収税額の通知書並びに申立人から提出された申立期間に係る給与振込金証明書及び預金取引明細照会（要払性）を検証したところ、申立人の給与から控除されていたと推認できる厚生年金保険料額は、申立人のオンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から43年1月5日まで  
昭和39年4月にA事業所へ入社し、43年12月ころまでの期間において勤務した。厚生年金保険には入社してすぐに加入したと思うので調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる昭和43年1月5日以前から申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は、既に廃業しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料等は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が記憶している同僚のうち、5人について、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が確認できた6人に照会したが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間を含む昭和39年3月18日から43年1月5日までの期間

において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案421

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月1日から61年4月1日まで

私は、昭和59年4月25日にA事業所に就職し、61年3月31日までの期間において勤務した。当時、自宅のあるB市区町村から同事業所のC支店へ通勤していたが、B市区町村に同事業所のD支店があることを知り、転勤を申し出て、翌日から同事業所のD支店で勤務することになった。

申立期間について、A事業所のD支店で勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所のD支店で勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が、同事業所のD支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人のA事業所に係る雇用保険の被保険者記録は、申立人の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と符合しており、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人に係る雇用保険受給者証には、昭和59年12月1日から60年1月28日までの受給期間を延長し、同年1月30日に受給資格が決定した後、同年2月5日から同年5月5日までの期間（90日）において基本手当を受給した記録が確認できることから、申立期間のうち、59年12月1日から60年5月5日までの期間について、申立人が同事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、A事業所が社会保険事務を委託する会計事務所は、「当時の資料が無いので詳細を確認することができないが、A事業所のC支店及び同事業

所のD支店に勤務する従業員については、いずれもA事業所において厚生年金保険に加入させており、転勤する場合であっても厚生年金保険被保険者資格を喪失させる取扱いは行っていない。雇用保険に加入していない期間について、厚生年金保険に加入させる取扱いも行っていない。」と回答している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和59年12月1日から61年4月1日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に申立人の氏名は無く、申立人が記憶している同僚についても、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、申立事業所では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。